

# 和歌山県空家等対策推進協議会（第7回）

日時：平成31年3月18日（月）13:30～15:30

場所：和歌山県自治会館 2階 201・202

## 次 第

### 1. 開会挨拶

和歌山県県土整備部都市住宅局長 森田

### 2. 平成30年度の取組等について（報告） 資料1

建築住宅課 主査 尾高

意見や質問など特になし

### 3. 平成31年度の取組等について

建築住宅課 班長 前山

#### (1) 会則の変更について（議決事項） 10:30

##### 1) 会則変更案 資料2

会則案については事務局案のとおり議決しました。

##### 【意見等】

##### Q 委員質問

オブザーバーを会則で規定するという形で良いか

##### A 事務局回答

会則で規定する。オブザーバーの変更がある際は、オブザーバーを追加するための会則変更手続きを行う。

##### Q オブザーバー質問

会則上協議会の構成から外れるということは、協議会開催の際の参加が義務ではないということが良いか。

##### A 事務局回答

会則上は義務でないが、開催時には、案内を送らせていただくことで是非ご参加のうえご意見を頂きたい。意見を頂きながら協議会の取組を進めていく体制は今後も継続。

オブザーバーが現行会則上、構成員となっているので、議決権のある会員と意見を頂くオブザーバーの位置づけを変更案で整理した主旨。

##### 0 会員意見（市町村）

空き家バンクを空家対策の一助として重要視しているため、会員に移住定住推進課及び事務手

続き委託を受けている県住宅供給公社に関わってもらったらどうか。

A 事務局回答

県公社は委託先なので、主に移住定住推進課に関わってもらえるよう協議を行う。

## (2) 相談体制の充実について

### 1) 新たな協定の締結 (議決事項) 資料 3-1

協定案については事務局案のとおり議決しました。

今後、各関係団体へ締結依頼を行い平成 31 年 4 月 1 日締結にむけて取り組みます。

**【意見等】**

特になし

### 2) 相談会の開催 (議決事項) 資料 3-2

会則案については、4 月、6 月開催案についてはすべて事務局案のとおり議決しました。

日程案については、8 月を除き事務局案のとおり議決しました。

8 月は 13 日を前提に、会場と併せて事務局案を示し別途決定することとします。

**【意見等】**

0 委員からの意見

相談が増える傾向にあるのは、経験上お盆明けであったりするので、周知に力を入れる必要がある、また盆明けのほうが良いのではないか。

和歌山会場が県立図書館として予定しているので、駐車可能台数に注意が必要と考える

0 オブザーバー意見

- ・ 普段盆と正月はあまり団体の事業等は控えているが、調整のうえ 13 日でも可能と考える
- ・ 13 日の開催であると団体として相談員の配置に対応出来ない地域が出てくるかもしれない。
- ・ 県外の方にアピールするのであれば、お盆開催が効果的と考える
- ・ 事務局案の主旨を踏まえると一度挑戦してみるのがいいと考える

A 事務局回答

和歌山会場は、4 月と 6 月は県立図書館で開催したい意向。

### 3) 国交省空き家対策モデル事業の活用

- ・ インターネットを活用した相談体制等の整備 (H30) (報告) 資料 4-1

(和歌山県宅地建物取引業会様からの報告)

今後インターネット体制を用いて相談対応を進めていくことを確認しました。

**【意見等】**

Q 質問

団体で専門相談員を配置していない場合の対応について

A 事務局回答

団体事務局で対応いただくか、WEB システム上に相談員を追加登録して対応いただいても良い

Q 質問

相談員間で情報共有及び情報整理ができるか

A 事務局回答

相談員間で連携が可能であること、また相談の初期の振り分けは県の担当者が団体を決めることで整理していくこととしている。

Q 質問

インターネット相談だけでなく、相談会での相談案件もシステム対応出来るのか

A 事務局回答

対応可能。

・相談案件の課題と対応案（協議） **資料 4-2**

参加者から各種意見を頂きました。

**【意見等】**

- ・ 思いもよらない相続により空家所有者となった場合の方に対しては、より丁寧な対応が必要
- ・ 専門家だけでは解決できない事例が必ず出てくる。法改正などが必要なケースが考えられる
- ・ 流通が難しい旧耐震の物件が今後法改正等でより難しい状況になる場合が考えられる。民泊やセーフティネットなどに活用しやすい制度作りも必要となってくるのではないかと。活用のためのハードルの緩和も必要ではないか。
- ・ 相続放棄の相談が来た場合に、相談会等の中で一定の方向性を出してしまうのは法律トラブルとなる可能性もあるので注意が必要。
- ・ 総合相談員のレベルアップに積極的に取り組んでほしい。県や協議会で総合相談員のあるべき姿を明確にして取り組んでいただきたい。

(3) 会員等からの報告等

建築住宅課 班長 前山

- 1) 財産管理制度の活用事例他（田辺市事例） **情報提供資料 1-1**

（田辺市建築課からの報告）

- 2) 長期未利用建築物対策の推進（県施策） **情報提供資料 1-2**

4. その他

**【意見等】**

Q 会員意見（市町村）

空き家法に基づき所有者調査を行う際に、市町村の他部署から情報がもらえない場合がある。平成31年1月に総務省が行ったアンケート結果では介護サービス部局から情報共有する取組があったが、県の考え方や各市町村の状況をご教授願いたい。

A 事務局

空家法の中の規定としてどこまでできるか調べた上で各市町村に回答する。

なお協議事項については、決定内容を順次会員へ書面にて報告を行う

## 配布資料

- 座席表
- 次第
- 参加者名簿
- 資料 1 平成 30 年度の取組等について
- 資料 2 会則の変更(案)
- 資料 3-1 協定書(案)
- 資料 3-2 平成 31 年度相談会の開催(案)について
- 資料 4-1 インターネット相談「タクセル」について
- 資料 4-2 相談案件の課題と対応案
- 情報提供資料 1-1 財産管理制度の活用事例(田辺市)
- 情報提供資料 1-2 空家等対策の促進
- 資料まとめごと